

事業概要（平成23年度）

1. 活動の概要

研究所では、①～⑥の目的を達成するためさまざまな事業を行っている。

- ①interdisciplinary approach による生活の学の構築を目指します。
- ②産学官共同研究を積極的に進めます。
- ③国際交流、国際貢献を進めます。
- ④若手研究者の育成を支援します。
- ⑤学内外の人、組織が互いに連携して女性を支援する研究開発を行います。
- ⑥研究支援情報の収集と整備を行ない、これを利用しやすい形で提供します。

2. 研究所の組織

大妻女子大学人間生活文化研究所規程第5条、7条に基づき、研究所の業務に従事した。

所 長	大澤 清二	家政学部・教授		
併任教員	青江誠一郎	家政学部・教授	ジョンソン, G. S.	比較文化学部・准教授
	阿部 栄子	家政学部・教授	炭谷 晃男	社会情報学部・教授
	阿部 和子	家政学部・教授	銭 国紅	比較文化学部・教授
	荒井 芳廣	人間関係学部・教授	田中 直子	家政学部・教授
	生田 茂	社会情報学部・教授	田中 優	人間関係学部・教授
	石井 雅幸	家政学部・准教授	田丸 直幸	社会情報学部・教授
	石田 光規	人間関係学部・准教授	鄭 暎恵	人間関係学部・教授
	市川 博	家政学部・教授	堤 江美子	社会情報学部・教授
	井上 源喜	社会情報学部・教授	中西 靖子	家政学部・教授
	井上 榮	家政学部・教授	服部 孝彦	社会情報学部・教授
	井上美沙子	大妻中学高等学校・校長	彦坂 令子	家政学部・教授
	岩瀬 靖彦	家政学部・教授	干川 剛史	人間関係学部・教授
	宇都宮由佳	家政学部・助教	堀口美恵子	短期大学部・准教授
	大出 春江	人間関係学部・教授	本郷 健	社会情報学部・教授
	大西 一也	家政学部・准教授	真家 和生	生活科学資料館・教授
	岡島 成行	家政学部・教授	松田 春香	文学部・助教
	金田 卓也	家政学部・教授	松村 茂樹	文学部・教授
	川廷 宗之	人間関係学部・教授	松本 壽昭	家政学部・教授
	小林 実夏	家政学部・准教授	松山 博光	人間関係学部・教授
	酒井 朗	教職総合支援センター・教授	森崎 巧一	社会情報学部・助教
	佐藤富士子	人間関係学部・教授	矢野 博之	家政学部・准教授
	柴崎 正行	家政学部・教授		

(五十音順)

運営委員会

大妻女子大学人間生活文化研究所規程第 8 条に基づき、研究所の運営その他事項について審議した。運営委員会構成については、以下のとおりであった。

委員長	研究所長	大澤 清二		
委員	家政学部長	波津 博明	文学部長	柏木 由夫
	社会情報学部長	東明佐久良	人間関係学部長	町田 章一
	比較文化学部長	原 研二	短期大学部長	松本 憲一
	人間文化研究科長	伊藤 朋恭	事務局長	鈴木 勉

研究員

大妻女子大学人間生活文化研究所規程第 10 条の規定に基づき研究員受け入れ、研究課題の遂行にあたった。

氏名	研究課題
池崎喜美恵	児童・生徒の異文化体験と家庭科教育に関する研究
奥住いづみ	色彩嗜好に関する計量分析
加藤美智子	食物繊維の栄養生理作用に関する研究
軽部 光男	スポーツ・保健分野での統計的研究
下田 敦子	東南アジア無文字社会における製布技術に関わる身体伝承システムに関する計量的研究
山中千恵美	カルシウムのメタボリックシンドローム予防に関する研究
銘苅 純一	沖縄文学とジェンダー
劉 叶叶	エコツーリズムに関する研究
劉 慧雲	学生異文化交流能力の教育についての研究

大学院生研究員

大妻女子大学人間生活文化研究所規程第 11 条の規定に基づき大学院生研究員を受け入れ、研究課題の遂行にあたった。

氏名	研究課題
青木 静香	格差社会における消費行動
アチャヤ ウンヤ	ネパールにおけるカーストと子どもの身体発育発達に関する研究
飯島 彩音	「性同一性障害」カテゴリーの断面
伊香賀玲奈	アクアポリン 8 ノックダウン脂肪細胞を用いたミトコンドリアのエネルギー代謝解析
岩附 孝依	人々の職業観におけるコーホート分析ー世代のライフスタイル研究ー
大和田未来	「モデルレイプ被害者」像に関する研究
小菅奈保子	進化するグローバル・ウーマン像ー時代の求める人材と大学キャリア教育と関わり
谷川 夏実	保育職の初期キャリアにおける危機と専門的成長
築館 香澄	ストレスと GABA 摂取による臓器中アミノ酸含有量と GABA 合成・代謝酵素への影響
堤 未歩	日本人の糖質摂取量推定方法の評価と妥当性の研究
中谷 康哉	ゲイ男性のパッシングとカミングアウトの実践における困難ーライフストーリーを通じて
林 明子	生活保護世帯の子どもの生活と進路選択ーライフストーリーに着目して
本多 英介	南極の湖底堆積物による環境変動と生物構造変遷の解明

賛助会員

大妻女子大学人間生活文化研究所規程第 13 条の規定に基づき、賛助会員を置いた。

アサヒビール株式会社	鹿島建設株式会社
株式会社大林組	株式会社岡村製作所
株式会社オンワードホールディングス	株式会社九電工
株式会社三井住友銀行	清水建設株式会社
ダイダイン株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
戸田建設株式会社	パナソニック株式会社
前田建設工業株式会社	三菱地所株式会社
山崎製パン株式会社	

(五十音順)

3. 共同研究プロジェクト

「共同研究プロジェクト」は学内の研究者・大学院生が学部や学科を横断して異分野の共同研究者と協働することによって新たな価値、目標、課題等を創成することを目指している。平成 20 年に 12 件のプロジェクトによってはじまった本事業は徐々に採択数、参加者数が増加し、本年度は 35 件のプロジェクトが採択され、学内横断的に研究活動を行った。各プロジェクトの研究報告については、別記 (p. 2～74) 参照。また、本年度から研究所賛助会員のご支援のもと、本学大学院生を中心とした「大学院協賛企業助成」もスタートした。各プロジェクトの研究報告については、別記 (p. 75～96) 参照。

4. 公開講座・公開研究会

共同研究プロジェクトの一環として、研究所が後援し、以下の公開講座・公開研究会が開催された。

1) 英国大使館合唱団 東日本大震災復興チャリティーコンサート

開催日時：平成 23 年 6 月 4 日 (土) 18:00～19:30

開催場所：大妻女子大学千代田キャンパス大妻講堂

「進化するグローバルウーマン像—時代の求める人材と大学キャリア教育との関わり」

(井上美沙子教授 (大妻中学高等学校校長) 他 7 名の共同研究プロジェクトにより開催した。)

2) 現役英国大学生と大妻中高生の国際交流会

開催日時：平成 23 年 9 月 8 日 (木)

開催場所：大妻中学高等学校

「進化するグローバルウーマン像—時代の求める人材と大学キャリア教育との関わり」

(井上美沙子教授 (大妻中学高等学校校長) 他 7 名の共同研究プロジェクトにより開催した。)

3) 学習会「性暴力の加害者対策～処罰～厚生プログラムまで～」

開催日時：平成 23 年 10 月 1 日 (土) 16:00～18:00

開催場所：大妻女子大学千代田キャンパス図書館棟 6 階人間生活文化研究所セミナールーム

講師：信田さよ子 氏

「子ども・女性の暴力被害者を支援する「専門職」育成のための e ラーニング開発研究」

(鄭暎恵教授 (人間関係学部) 他 6 名の共同研究プロジェクトにより開催した。)

4) 清末中国における欧米使節団

開催日時：平成 23 年 11 月 8 日（火）13：00～14：30

開催場所：大妻女子大学多摩キャンパス比較文化学部棟 3331 室

講演者：王晓秋 教授（北京大学）

コメンテーター：周国強 氏、張玉萍 氏、趙怡 氏

「日中両国における外国見聞記の収集整理と対比分析に関する実践的研究」

（銭国紅教授（比較文化学部）他 7 名の共同研究プロジェクトにより開催した。）

5) シンポジウム 日米韓軍事「同盟」と売春防止法

開催日時：平成 23 年 12 月 4 日（日）13：00～17：00

開催場所：大妻女子大学千代田キャンパス A 棟 450 教室

パネリスト：小野沢あかね 氏（立教大学）、宋連玉 氏（青山学院大学）、
平井和子 氏（一橋大学大学院）、松田春香 氏（大妻女子大学）（五十音順）

コメンテーター：鄭 暎惠（大妻女子大学）

「東アジアにおける女性の自立と国際移動

ー東アジアに男女共同参画社会をつくるための教育とは？ー」

（松田春香助教（文学部）他 4 名の共同研究プロジェクトにより開催した。）

6) 公開講座「日中双方向教育交流の可能性」

開催日時：平成 24 年 1 月 19 日（木）16：20～18：00

開催場所：大妻女子大学千代田キャンパス図書館棟 6 階人間生活文化研究所セミナールーム

講師：潘曉春 教授（大連外国語学院漢学院院长）

「東アジア教育交流における双方向的連携システムの構築に関する研究」

（松村茂樹教授（文学部）他 2 名の共同研究プロジェクトにより開催した。）

5. 研究企画委員会

1) 競争的外部資金申請に関する相談

平成 23 年 7 月 28 日に大妻学院総務グループと協働で科学研究費補助金申請のための入門講座として「科研塾」を千代田キャンパスと多摩キャンパスのテレビ会議にて開催し、学内の教職員・大学院生等 17 名が参加した。また、平成 24 年度科学研究費補助金申請に向けて、申請前に 4 名の相談に大澤所長が応じた。

2) IHCS 外部資金公募システム

競争的研究資金に関する情報を収集するシステム（IHCS 外部資金導入データベース）がほぼ完成した。

URL <http://gaibushikin.otsuma.ac.jp/>（学内のみ閲覧可能）

6. 年報の電子化事業

従来、紙媒体で発行していた人間生活文化研究所年報を電子化し、平成 23 年 7 月 7 日にインターネット上で公開した。佐野博敏名誉教授の特別寄稿、平成 22 年度「共同研究プロジェクト」の活動実施報告 33 編、大学院生研究員による報告、事業概要等を掲載した。掲載 URL は以下の通りである。

URL <http://journal.otsuma.ac.jp/>

また、12 月には平成 24 年度から J-Stage（科学技術情報発信・流通総合システム）への掲載が決定した。

7. 国際協力・交流事業

国際協力については、文科省国際協カイニシアティブ事業を実施する中で過去3年間にタイの国立体育研究所傘下のシーサケット、ウドンタニー、チャイヤブーン、マハサラカーンの各大学およびソムデットプラブッタシンナウォン僧院学校、ミャンマーの国立スポーツスクール、ネパールのカトマンドゥ大学教育学部と学術協定を結んだ。また、学術振興会助成事業アジア・アフリカ学術基盤形成事業において、平成23年10月8日から10月20日までタイから国立山地民博物館関係者4名、同年11月23日から12月3日までミャンマーから教育省、マグウェイ教育大学関係者3名、平成24年2月14日から2月22日までネパールからカトマンドゥ大学とトリブバン大学教育学部関係者3名の研究協力者を招へいした。研究協力者を招へいした。

沿革

昭和 56 (1981) 年 4 月

大学附置研究所として大妻女子大学人間生活科学研究所は設置された。
所長は内藤誉三郎学長が併任し、被服体系研究部門および発達環境研究部門で構成された。

昭和 57 (1982) 年 4 月

人間生理生態研究部門が増設され、狭山台キャンパスに研究所本棟が竣工した。

昭和 58 (1983) 年 4 月

研究所の本拠は狭山台から千代田キャンパスに移り、所長は吉田寿雄学長代行が併任した。
昭和 60 (1986) 年 10 月中川秀恭学長が所長を併任した。

昭和 62 (1987) 年 6 月

近藤四郎教授が所長を併任した。昭和 63 (1988) 年 2 月大学校舎 B 棟 2 階に移転した。

平成元 (1989) 年 5 月

2 部門の名称変更が行われ、形態成長研究部門、発達環境研究部門、生理生態研究部門の 3 部構成となり、研究所の附置実験室として、形態成長実験室、発達環境実験室、運動解析実験室が設置された。

平成 3 (1991) 年 11 月

情報研究部門 (流動) が増設された。

平成 6 (1994) 年 4 月

高石昌弘教授が所長に就任した。

平成 7 (1995) 年 4 月

情報研究部門が定常化され、本研究所は 4 部門で構成されることとなった。

平成 8 (1996) 年 4 月

創設 15 年を迎え、9 月 14 日、記念フォーラムならびに記念祝賀会が行われた。

平成 12 (2000) 年 4 月

佐野博敏学長が所長を併任し、3 部門の名称変更も行われ、形態成長研究部門、行動疫学研究部門、健康生態研究部門、情報文化研究部門の 4 部門構成となった。

平成 14 (2002) 年 12 月

大学図書館 5 階および 6 階に移転した。

平成 18 (2006) 年 4 月

形態成長研究部門から環境成長部門に名称変更が行われた。

平成 19 (2007) 年 4 月

下村道子教授が所長に就任した。

平成 20 (2008) 年 4 月

大妻学院 100 周年記念事業の一環として、変貌する社会に適合させるために改組が行われ、人間生活文化研究所と名称変更した。

平成 21 (2009) 年 4 月

大澤清二教授が所長に就任した。

学位授与状況

1. 課程博士

授与年月日	氏名	論文題目	指導教授
昭和 60 年 3 月 20 日	猪俣美栄子	子どもの歩容と履物に関する生機構学的研究	近藤四郎
昭和 61 年 3 月 20 日	李 英淑	末梢と体幹の温冷感および体温調節機能からみた被服・類被服の研究	近藤四郎
平成元年 3 月 20 日	井戸ゆかり	日本人若年女性層における意識とくに気がねと被服行動に関する研究	近藤四郎
平成 2 年 3 月 20 日	布施谷節子	乳幼児の成長・発達からみた衣服の構造設計に関する研究	松山容子
平成 5 年 3 月 20 日	吉村真由美	人体の三次元形状の把握ならびに衣服裁断用ダミー設計への応用に関する研究	松山容子

2. 論文博士

授与年月日	氏名	論文題目	指導教授
昭和 61 年 6 月 10 日	岡田 宣子	The Relationship between the Modernization of Physical Characteristics and the Awareness of Clothing Preferences in Japan (日本人の身体形質の近代化と衣生活意識との関連性)	近藤四郎
昭和 63 年 7 月 5 日	山田 忠利	成人の歩行からみた靴設計に関する運動力学的研究	近藤四郎
平成 2 年 3 月 17 日	笹本 信子	学校教育における被服の製作技術指導に関する研究	柳沢澄子
平成 2 年 3 月 20 日	武井 洋子	乳幼児の成長・発達からみた衣服の構造設計に関する研究	松山容子
平成 3 年 2 月 4 日	大村 知子	三世代家族における衣生活に関する情報受容と衣生活行動についての研究	近藤四郎
平成 6 年 3 月 16 日	楠本 彩乃	フィリピン・イサベラ州と日本の子どもの成長と足形状の人類生態学的研究	芦澤玖美
平成 8 年 3 月 22 日	山本 昭子	女子高齢者の足型および歩容特性からみた履物設計への提言	池上晴夫
平成 8 年 3 月 22 日	本間 幸子	骨格筋における酸素供給量および消費量の非侵襲的測定に関する研究	池上晴夫
平成 9 年 3 月 7 日	大塚 斌	現代日本人の歩行に合う靴の研究ー足と靴型と靴との関連ー	高石昌宏
平成 10 年 3 月 22 日	川上 梅	衣服設計を目的とした身体計測データの総合的解析法に関する研究 ー計測対象集団または計測条件が異なる場合の評価法ー	松山容子
平成 12 年 3 月 6 日	下坂 智恵	調理による魚骨の軟化機構に関する研究	下村道子
平成 17 年 11 月 10 日	加藤 純代	身長成長の個性に関する研究	芦澤玖美
平成 18 年 3 月 15 日	宇都宮由佳	タイ北部における児童生徒の間食選択の構造に関する計量的研究	大澤清二
平成 20 年 11 月 13 日	村上 知子	調理における冷凍の利用ー冷凍処理の物性に及ぼす影響ー	下村道子
平成 21 年 3 月 13 日	戸田 貞子	高齢者の口腔内状態の評価と適切な食品の調理に関する研究	下村道子
平成 21 年 10 月 23 日	Neni T. Rahmawati	A Study of Growth and Somatotypes of Indonesians	芦澤玖美
平成 24 年 3 月 20 日	下田 敦子	カレン無文字社会における伝統衣服製作技術の解明と伝承課程の計量的研究	大澤清二

大妻女子大学人間生活文化研究所規程

平成 20 年 4 月 1 日制定

平成 22 年 2 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 大妻女子大学学則(昭和 48 年 4 月 1 日制定) 第 3 条第 3 項に規定する人間生活文化研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 研究所は、大妻女子大学(以下「本学」という。)の社会的貢献の一環として、本学が有する優れた諸々の知的資源を活用し、人間の生活文化全般にかかわる諸問題の基礎的研究及びその結果の応用発展について、広く国際的・学際的見地から総合的に研究、調査を行い、これらの成果を広く社会に提供する。

(事業)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人間生活文化全般に関する各専門分野、及び各専門分野にまたがる研究及び調査並びに成果の発表
- (2) 共同研究、共同事業、受託研究及び受託事業
- (3) 人間生活文化に関する教育活動並びに地域への社会的貢献活動
- (4) 紀要等の刊行
- (5) フォーラム、セミナー、講習会、公開講座等の開催
- (6) 文献その他研究資料の収集、整理及び保管
- (7) コンサルティング事業
- (8) 研究員の受入れ
- (9) 研修生の受託
- (10) その他研究所の目的を達成するために必要な事項(研究領域)

第 4 条 研究所の研究領域は、人間生活文化に関わる全ての領域とする。

- 2 研究テーマごとに個人又は複数人でクラスターを形成し、研究、調査等を行う。
- 3 各クラスターは、地方公共団体、外部の研究機関等と共同研究、共同事業等のためのコンソーシアムを形成することができる。

(組織)

第 5 条 研究所に次の教職員を置くことができる。

- (1) 研究所長
- (2) 研究所員
 - ア 専任の教授、准教授、助教又は講師
 - イ 本学専任(短期大学部を含む)の教授、准教授、助教又は講師のうち、兼任教授、兼任准教授、併

任助教又は兼任講師として希望する者の中から学長が委嘱する。

- ウ 助手又は学務助手
- エ 教務助手

- 2 前項第 1 号及び第 2 号のイに掲げる研究所員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第 1 項第 2 号のウ及びエに掲げる研究所員の任期は、別に定める。

(研究所長)

第 6 条 研究所長は、研究所の専任教授又は兼任教授をもってこれに充てる。

- 2 研究所長は、研究所を代表し、その業務を掌理する。

(研究所員)

第 7 条 研究所員は、研究所長の命を受け、研究その他研究所の業務に従事する。

(運営委員会)

第 8 条 研究所に、研究所の運営その他重要事項を審議するため、人間生活文化研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(附属実験室)

第 9 条 研究所は、必要に応じて附属実験室を置くことができる。

(研究員)

第 10 条 研究所に研究員を置くことができる。

- 2 研究員については、別に定める。

(大学院生研究員)

第 11 条 研究所に大学院生研究員を置くことができる。

- 2 大学院生研究員については、別に定める。

(研修生)

第 12 条 研究所に研修生を置くことができる。

- 2 研修生については、別に定める。

(賛助会員)

第 13 条 研究所に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員については、別に定める。

(学会)

第 14 条 研究所に学会を置くことができる。

- 2 学会については、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経なければならない。

(事務)

第 16 条 研究所にかかわる事務は、研究所事務室で行う。

- 2 研究所事務室に事務職員若干名を置く。

(経費)

第17条 研究所にかかわる経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 学院予算によって定められた研究所運営費
- (2) 委託研究費
- (3) 寄付金
- (4) 賛助会費
- (5) 公開講座等受講料
- (6) その他の収入

2 研究費は前項第2号から第6号の収入により支弁することを原則とするが、必要と認められる場合は、前項第1号の研究所運営費から補填することができる。

(雑則)

第18条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規程施行の際、次に掲げる規程等は、廃止する。
 - (1) 大妻女子大学人間生活科学研究所規程（昭和56年4月1日制定）
 - (2) 大妻女子大学人間生活科学研究所運営委員会規程（昭和56年4月1日制定）
 - (3) 大妻女子大学人間生活科学研究所助手の特別任期延長に関する内規（平成8年7月4日人間生活科学研究所運営委員会承認）
 - (4) 大妻女子大学人間生活科学研究所研究員規程（昭和56年4月1日制定）
 - (5) 大妻女子大学人間生活科学研究所研修生規程（昭和56年4月1日制定）
 - (6) 大妻女子大学人間生活科学研究所研究員奨励金給与規程（平成3年3月28日制定）

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

大妻女子大学人間生活文化研究所研究員規程

平成20年4月1日制定

(総則)

第1条 大妻女子大学人間生活文化研究所規程（平成20年4月1日制定）第10条の規定に基づく研究員を志望する者があるときは、大妻女子大学人間生活文化研究所（以下「研究所」という。）の業務に支障のない場合に限る、これを許可することができる。

(出願資格)

第2条 研究員となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学専任教職員

(2) 本学以外の大学又は学術に関する研究施設等において、前号の者と同等以上の経歴及び業績を有する者

(3) 前二号の者と同等以上の経歴及び業績を有すると認めたる者

(出願書類)

第3条 研究員を志望する者は、次の書類を研究所長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 研究員願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書及び業績調査書
- (3) 健康診断書(本学専任教職員は提出不要)
- (4) 外国人の場合は、登録原票記載事項証明書
- (5) 現に職にある者は、所属長の承諾書

(選考)

第4条 研究員の選考は、大妻女子大学人間生活文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て学長が行う。

(研究指導)

第5条 研究員は、指導教員の指導のもとに研究課題について研究及び調査を行う。

(受入の時期)

第6条 研究員受入の時期は、原則として学期の初めとする。

(研究期間)

第7条 研究員の研究期間は、2年とする。ただし、更に研究を継続する必要があると認めるときは、願い出によりその期間の延長を認めることがある。

(研究料)

第8条 研究員は、指定された期日までに研究料を納入するものとする。ただし、本学専任教職員は研究料の納入を免除する。

- 2 研究料の額は、年額100,000円とする。

(研究報告)

第9条 研究員が研究を終了したときは、研究報告書を研究所長を経て学長に提出するものとする。

(研究証明書)

第10条 学長は、研究員の願い出により、研究課題及び研究期間について証明書を発行することができる。

(身分の取消)

第11条 学長は、研究員として不適当と認めるときは、運営委員会の議を経てその身分を取り消すことがある。

(細則)

第12条 研究員に関する細則は、学長の承認を得て研究所長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

大妻女子大学人間生活文化研究所大学院生研究員規程
平成 20 年 4 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 大妻女子大学人間生活文化研究所規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）第 1 1 条の規定に基づく大学院生研究員を志望する大学院生があるときは、大妻女子大学人間生活文化研究所（以下「研究所」という。）の大学院生研究員として、これを許可することがある。

(出願資格)

第 2 条 大学院生研究員となることのできる者は、大妻女子大学大学院に在籍している者（「大妻女子大学大学院研究生」を含む。）とする。

(出願書類)

第 3 条 大学院生研究員を志望する者は、次の書類を研究所長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 大学院生研究員願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書及び業績調書
- (3) プロジェクト研究申込書

(選考)

第 4 条 大学院生研究員の選考は、大妻女子大学人間生活文化研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)において行う。

(研究指導)

第 5 条 大学院生研究員は、指導教員の指導のもとに研究課題について研究及び調査を行う。

(受入の時期)

第 6 条 大学院生研究員受入の時期は、原則として学期の初めとする。

(研究期間)

第 7 条 大学院生研究員の研究期間は、1 年以内とする。ただし、更に研究を継続する必要があると認めるときは、願い出によりその期間の延長を認めることがある。

(研究料)

第 8 条 大学院生研究員の研究料は、徴収しない。

(研究報告)

第 9 条 大学院生研究員が研究を終了したときは、研究報告書を研究所長を経て学長に提出し、紀要にその概要、あるいは論文を掲載するものとする。

(研究証明書)

第 10 条 学長は、大学院生研究員の願い出により、研究課題及び研究期間について証明書を発行することができる。

(身分の取消)

第 1 1 条 学長は、大学院生研究員として不適当と認めるときは、運営委員会の議を経てその身分を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

大妻女子大学人間生活文化研究所研修生規程
平成 20 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 大妻女子大学人間生活文化研究所規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）第 1 1 条に規定する研修生については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 研修生は、大妻女子大学人間生活文化研究所（以下「研究所」という。）の定める指導教員の指導のもとに、人間生活文化に関する専門分野について研究し、併せて、これに関連のある技術的訓練等を受けるものとする。

(出願資格)

第 3 条 研修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学手続)

第 4 条 研修生を志願する者は、次の書類に選考料 13,000 円を添え、指導を受けようとする教授の承認を得たのち、研究所長を経て学長に願い出るものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職のある者は、所属長の承諾書
- (6) 現に日本国に在住している外国人は、登録原票記載事項証明書

(入学受入数)

第 5 条 研修生の受入数は、研究所の研究に支障を来さない範囲で定める。

(入学の時期)

第 6 条 研修生の入学の時期は、原則として学期の初めとする。

(入学の許可)

第 7 条 研修生志願者に対しては、学長は、大妻女子大学人間生活文化研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の選考を経て入学を許可する。

(納入金)

第8条 研修生として入学を許可された者は、所定の期日までに次の諸料金を納入しなければならない。ただし、実験実習に要する経費は、別に実費を徴収する。

(1) 入学金 50,000円

(2) 研修料(年額)300,000円

(在学期間)

第9条 研修生の在学期間は、1年とする。ただし、特別の理由があるときは、願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(授業等への出席)

第10条 指導教授が必要と認め、かつ、当該授業担当教員の承認があるときは、大学院又は学部の授業に出席を許可することができる。

(退学)

第11条 研修生が退学しようとするときは、その理由を付し、指導教授及び研究所長を経て学長に願い出なければならない。

2 研修生として不適当と認めるときは、学長は、運営委員会の議を経て、退学を命ずることがある。

(研究報告)

第12条 研修生は、研修を修了したときは、その研究成果を研究所長を経て学長に報告しなければならない。

(研究証明書)

第13条 学長は、研修生の願い出により、研究事項及び研究期間等について証明書を交付することができる。

(学則の準用)

第14条 この規程に定められていない事項については、大妻女子大学学則(昭和48年4月1日制定)を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

大妻女子大学人間生活文化研究所賛助会員規程

平成20年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、大妻女子大学人間生活文化研究所規程(平成20年4月1日制定)第13条の規定に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、大妻女子大学人間生活文化研究所(以下「研究所」という。)の目的に賛同し、その事業に協力しようとする企業、団体とする。

2 賛助会員は、研究所の事業に参加することができる。

(入会)

第3条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を研究所に提出し、研究所長の承認を受けなければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、研究所に2口以上の賛助会費を納入するものとする。

2 1口の金額は1事業年度につき12万円とする。ただし、事業年度の途中で入会した賛助会員の1口の金額は、入会した月を含めて当該事業年度の残りの月数に1万円を乗じた金額とする。

3 賛助会費は、毎事業年度の4月末日までに納入するものとする。ただし、事業年度の途中で入会した会員は、入会した月の翌月末日までに納入するものとする。

4 賛助会員が退会した場合又は除名された場合は、既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(賛助会費の用途)

第5条 賛助会費は、事業目的を達成するため及び研究所員の研究費、奨学金、研究所基金に使用する。

(退会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を研究所長に提出しなければならない。

(資格喪失)

第7条 賛助会員は、第4条第3項の規定に定める期間までに、正当な理由なく賛助会費を納入しない場合は、賛助会員の資格を失う。

(除名)

第8条 賛助会員の行為が研究所の会員としてふさわしくないと認められる場合は、大妻女子大学人間生活文化研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審議を経て、研究所長は当該賛助会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名する場合は、当該賛助会員にあらかじめ通知するとともに、除名の審議を行う運営委員会において、当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか状況に応じて必要な事項が生じた場合は、運営委員会の議を経て、研究所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。